

【件名】No.75

困っていること、お願いについて

【区分】

手紙

【受付日】

令和8年8月7日

【意見・要望の内容】（要約して記載）

猫による庭へのふん尿や、車への泥・毛の付着、傷などの被害を防ぐため、市の回覧板やごみ集積所の張り紙を通じて、飼い猫への首輪の装着、放し飼いの禁止及び無責任な餌やりをしないよう周知してほしい。

【一次対応】

担当課に情報共有し、回答(対応)を依頼

【担当課の回答内容】（全文）

この度は、「困っていること、お願いについて」ご意見をいただきありがとうございます。

ご自宅の庭への糞尿被害や、大切にされているお車への泥跡・キズなどの被害に日々悩まされ、大変苦慮されている状況が伝わり、私どもとしても大変心痛めております。ご要望いただきました「回覧板での周知」および「ごみ集積所への貼り紙」につきまして、以下の通り対応いたします。

1. 市からの回覧板による周知について

市ではこれまでもホームページや広報「いわぬま」を通じて、飼い主のモラル向上（首輪の着用、室内飼育の徹底、無責任な餌やりの禁止など）を呼びかけてまいりました。今回は、ご提案のありました回覧板での周知ではなく、より多くの方に情報をお届けできる市広報の9月号での動物愛護週間の中で、市民の皆さまへ飼育マナーの遵守と配慮を促すための情報発信を行うことといたしました。

2. ごみ集積所への貼り紙(注意看板)について

ごみ集積所への掲示物につきましては、地域環境維持やごみ集積所管理の観点から、お住まいの町内会とも連携して対応を行う必要がございます。

現在、市では「岩沼市公衆衛生組合連合会」が作成した「野良猫への餌やり注意」を促す専用の注意看板等をお配りしております。こちらの看板は、お住まいの町内会長または衛生処理組合長を通じて設置、あるいは生活環境課の窓口にて直接お受け取りいただくことが可能です。

3. その他、猫被害への対策について

猫が敷地内に立ち入らないようにするための市販の忌避剤や、猫が嫌がる臭い・音を発する対策グッズなども効果があると言われております。また、飼い主が不明な野良猫の対応に本格的に困窮されている場合は、「宮城県保健所犬猫ダイヤル(022-774-6920)」へもご相談いただける仕組みとなっております。

市といたしましても、住民の皆さまが快適に暮らせる環境づくりを目指し、継続してマナー啓発に努めてまいります。何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。本件についてご不明な点がございましたら、いつでも担当の生活環境課までお気軽にご相談ください。

【回答の有無】

回答済

【回答日】

令和8年8月25日

【進捗状況】

対応済

【担当課】

生活環境課

【☎0223-23-0584】